

📖 財政部 国家税務総局 商務部 科学技術部 国家発展  
改革委による「技術先進型サービス企業の企業所得  
税政策の問題に関する通知」の公布について

2010年11月29日  
第17号

企画部 調査課

2010年11月5日付けで、財政部 国家税務総局 商務部 科学技術部 国家発展改革委による「技術先進型サービス企業の企業所得税政策の問題に関する通知」（財税[2010]65号 以下は、「通知」と略称）が公布された。「通知」は、過去の関連通知<sup>1</sup>を踏まえ、技術先進型サービス企業に対する優遇政策の関連内容を調整し、公布されたものである。

「通知」の適用期間は、2010年7月1日から2013年12月31日とされる。

従来、外商投資企業向けに税務優遇政策が各種存在していたが、内外税制統一の方針の下で、外商投資企業を対象とした優遇政策が逐次撤廃される傾向にあり、2010年10月に国务院より公布された「内・外資企業と個人の都市維持建設税と教育費付加制度を統一する通知」<sup>2</sup>で、全国範囲で適用する法律法規において外商投資企業と内資企業が完全に税制統一されるようになった。一方で、中国政府は、優先的に発展させたい地域、業界に対しては優遇政策を制定するとの方針であり、今回公布された「通知」は、2006年に試行を始めた技術先進型企业向けの企業所得税の優遇対象と内容を拡大したものとなる。

2006年、技術先進型サービス企業に対する企業所得税優遇政策が蘇州工業園區において試行<sup>3</sup>を開始した。その後、2009年5月に財政部、国家税務総局、商務部、科学技術部、国家発展改革委員会が「技術先進型サービス企業の企業所得税政策の問題に関する通知」（財税[2009]63号

<sup>1</sup> 2009年5月、財政部 国家税務総局 商務部 科学技術部 国家発展改革委が公布した「技術先進型サービス企業の企業所得税政策の問題に関する通知」「技術先進型サービス企業の企業所得税政策の問題に関する通知」（財税[2009]63号）。

<sup>2</sup> 「都市建設維持費と教育付加」関連内容の詳細は当行実務・制度ニュース・レター第14号をご参照ください。なお、第14号において教育付加の適用税率は3%であると記しましたが、その後財政部が公布した「地方教育付加政策統一関連通知」（財綜[2010]98号）（2010年11月7日公布）に拠ると、教育付加の適用税率が3%から2%に引き下げられましたので、ご留意ください。

<sup>3</sup> 試行内容の詳細については、2006年12月31日付けで財政部、国家税務総局、商務部、科学技術部が公布した「蘇州工業園區に技術先進型サービス企業の企業所得税政策の問題に関する通知」（財税[2006]147号）をご参照ください。

以下は「財税[2009]63 号」と略称)<sup>4</sup>を公布しており、蘇州工業園區で試行した技術先進型サービス企業に対する企業所得税優遇政策を調整し、20 のサービスアウトソーシングモデル都市まで拡大された。今回公布された「通知」は、「財税[2009]63 号」を踏まえて、適用地域の範囲（20 都市から 21 都市へ拡大）、優遇政策の内容、技術先進型企業の認定条件等若干変更された点があるが、認定された技術先進型企業の優遇税率は財税[2009]63 号に同じく 15%となる。

「通知」の主要内容は以下の通りである。

#### ◆適用地域

下表の通り、21 の中国サービスアウトソーシングモデル都市が適用地域とされる。従来の財税[2009]63 号に比べると、新規にサービスアウトソーシングモデル都市と認定された厦門が適用地域に追加された。

北京・天津・上海・重慶・大連・深圳・広州・武漢・哈爾濱・成都・南京・西安・済南・杭州・合肥・南昌・長沙・大慶・蘇州・无錫・厦門。

#### ◆優遇政策内容

「通知」によると、認定された技術先進型サービス企業が下表に示された優遇政策を享受できる。（財税[2009]63 号は、認定された技術先進型サービス企業が、オフショアアウトソーシング業務収入について営業税免除と規定していたが、「通知」は、当該優遇を削除した。）

- ✚ 認定を受けた技術先進型サービス企業について、企業所得税は 15%優遇税率を適用する。
- ✚ 認定を受けた技術先進型サービス企業に発生した従業員教育経費支出について、賃金給与総額の 8%を超過しない部分を、課税所得額計算時に控除することを認める。超過する部分は、将来の納税年度に繰り越して控除することを認める。

#### ◆技術先進型企業認定条件

技術先進型企業の認定条件の一つである、「技術先進型サービス業務認定範囲（試行）」における技術先進型サービス業務から取得する収入の、企業の当年総収入に占める比率については、70%以上から 50%以上に引き下げられた。それ以外の認定条件は特に変更がない。

<sup>4</sup> 「技術先進型サービス企業の企業所得税政策の問題に関する通知」（財税[2009]63号）は、今般の「通知」の実施と同時に廃止される。

「通知」では、下表に列挙されている条件を同時に備えなければならないと規定している。

- ✚ 《技術先進型サービス業務認定範囲（試行）》（添付資料を参照）における一種類または複数の技術先進型サービス業務に従事し、先進技術を採用また競争力のある研究開発能力を備えている。
- ✚ 企業の登録地及び生産経営地がモデル都市（所轄区・県・県級市等の全ての行政区画を含む）にあること。
- ✚ 企業が法人格を備え、直近2年間、輸出入業務管理・財務管理・税収管理・外貨管理・税関管理等の面で違法行為がないこと。
- ✚ 高等専門学校卒以上の学歴を有する従業員が企業の従業員総数の50%以上を占めること。
- ✚ 《技術先進型サービス業務認定範囲（試行）》における技術先進型サービス業務から取得する収入が企業の当年総収入の50%以上を占めること。
- ✚ オフショアサービスアウトソーシング業務より取得する収入<sup>5</sup>が企業の当年総収入の50%を下回らないこと。

#### ◆技術先進型企业認定管理

技術先進型企业の認定管理については、財税[2009]63号とほぼ同じであり、詳細内容は下表の通りである。

申請先部門	✚ 所在モデル都市の人民政府科学技術部門
認定書発行部門	✚ モデル都市の人民政府科学技術部門は同級の商務・財政・税務・发展改革部門と共同で審議し認定書を発行すること。
追跡管理	✚ 主管部門は、認定を受けて税収優遇策を享受する技術先進型サービス企業に対して、追跡管理を実施し、経営範囲、合併、分割、転業、移転のあった企業に対して、条件を満たさない場合、税収優遇策を享受する資格を直ちに取消すること。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
关于技术先进型服务企业有关企业所得税政策问题的通知	技術先進型サービス企業の企業所得税政策関連問題に関する通知

<sup>5</sup> オフショアサービスアウトソーシング業務より取得する収入とは、企業が国外企業と締結した委託契約をもとに、当企業または直接の下請企業が国外企業のために《技術先進型サービス業務認定範囲（試行）》に規定された情報技術アウトソーシングサービス（ITO）・技術性業務プロセスアウトソーシングサービス（BPO）と技術性知識プロセスアウトソーシングサービス（KPO）を提供し、上述の国外企業から取得する収入のことを指す。

财税[2010]65 号

北京、天津、大连、黑龙江、上海、江苏、浙江、安徽、厦门、江西、山东、湖北、湖南、广东、深圳、重庆、四川、陕西省（直辖市、计划单列市）财政厅（局）、国家税务局、地方税务局、商务主管部门、科技厅（委、局）、发展改革委：

根据国务院有关文件精神，现就技术先进型服务企业有关企业所得税政策问题通知如下：

一、自 2010 年 7 月 1 日起至 2013 年 12 月 31 日止，在北京、天津、上海、重庆、大连、深圳、广州、武汉、哈尔滨、成都、南京、西安、济南、杭州、合肥、南昌、长沙、大庆、苏州、无锡、厦门等 21 个中国服务外包示范城市（以下简称示范城市）实行以下企业所得税优惠政策：

1. 对经认定的技术先进型服务企业，减按 15% 的税率征收企业所得税。
2. 经认定的技术先进型服务企业发生的职工教育经费支出，不超过工资薪金总额 8% 的部分，准予在计算应纳税所得额时扣除；超过部分，准予在以后纳税年度结转扣除。

二、享受本通知第一条规定的企业所得税优惠政策的技术先进型服务企业必须同时符合以下条件：

1. 从事《技术先进型服务业务认定范围（试行）》（详见附件）中的一种或多种技术先进型服务业务，采用先进技术或具备较强的研发能力；
2. 企业的注册地及生产经营地在示范城市（含所辖区、县、县级市等全部行政区划）内；
3. 企业具有法人资格，近两年在进出口业务管理、财务管理、税收管理、外汇管理、海关管理等方面无违法行为；
4. 具有大专以上学历的员工占企业职工总

财税[2010]65 号

北京、天津、大连、黑龙江、上海、江苏、浙江、安徽、アモイ、江西、山東、湖北、湖南、広東、深圳、重慶、四川、陝西省（直辖市、計画単列市）财政厅（局）、国家税務局、地方税務局、商務主管部門、科学技術庁（委、局）、発展改革委：

国務院関連文書の規定に基づき、技術先進型サービス企業の企業所得税政策の関連問題について以下の通り通知する。

一、2010 年 7 月 1 日から 2013 年 12 月 31 日まで、北京、天津、上海、重慶、大连、深圳、広州、武漢、ハルビン、成都、南京、西安、濟南、杭州、合肥、南昌、長沙、大慶、蘇州、無錫、アモイ等の中国サービス・アウトソーシング・モデル都市 21 都市（以下、モデル都市と略称）において、以下の企業所得税優遇政策を実施する。

1. 認定された技術先進型サービス企業に対して、税率を 15% に引き下げて企業所得税を徴収する。
2. 認定された技術先進型サービス企業の従業員教育経費支出について、賃金給与総額の 8% を超過していない部分に対して、課税所得額を計算する際に控除することが認められる。8% を超過する部分に対して、以後の納税年度に繰り越して控除することが認められる。

二、本通知第一条の企業所得税優遇策を享受する技術先進型サービス企業は、以下の条件を同時に満たさなければならない。

1. 「技術先進型サービス業務認定範囲（試行）」（詳細は添付ファイルにご参照）に規定された技術先進型サービス業務のうち、一つ或いは複数種類の技術先進型サービス業務に従事して、先進技術を採用し又は比較的競争力のある研究開発能力を備えること。
2. 企業の登記地及び生産経営地はモデル都市（所辖区、県、県級市等の行政区画を全て含む）にあること。
3. 企業は法人資格を持ち、直近二年間に輸出入業務管理、財務管理、税收管理、外貨管理、



数的50%以上;

5. 从事《技术先进型服务业务认定范围(试行)》中的技术先进型服务业务取得的收入占企业当年总收入的50%以上。

6. 从事离岸服务外包业务取得的收入不低于企业当年总收入的50%。

从事离岸服务外包业务取得的收入,是指企业根据境外单位与其签订的委托合同,由本企业或其直接转包的企业为境外单位提供《技术先进型服务业务认定范围(试行)》中所规定的信息技术外包服务(ITO)、技术性业务流程外包服务(BPO)和技术性知识流程外包服务(KPO),而从上述境外单位取得的收入。

### 三、技术先进型服务企业的认定管理

1. 示范城市人民政府科技部门会同本级商务、财政、税务和发展改革部门根据本通知规定制定具体管理办法,并报科技部、商务部、财政部、国家税务总局和国家发展改革委及所在省(直辖市、计划单列市)科技、商务、财政、税务和发展改革部门备案。

示范城市所在省(直辖市、计划单列市)科技部门会同本级商务、财政、税务和发展改革部门负责指导所辖示范城市的技术先进型服务企业认定管理工作。

2. 符合条件的技术先进型服务企业应向所在示范城市人民政府科技部门提出申请,由示范城市人民政府科技部门会同本级商务、财政、税务和发展改革部门联合评审并发文认定。认定企业名单应及时报科技部、商务部、财政部、国家税务总局和国家发展改革委及所在省(直辖市、计划单列市)科技、商务、财政、税务和发展改革部门备案。

3. 经认定的技术先进型服务企业,持相关认定文件向当地主管税务机关办理享受本通知第一条规定的企业所得税优惠政策事宜。享受企业

税関管理等の面で違法行為がないこと。

4. 高等専門学校卒以上の学歴を有する従業員の人数が企業従業員人数総数の50%以上を占めること。

5. 「技術先進型サービス業務認定範囲(试行)」に規定された技術先進型サービス業務に従事して取得した収入が企業当年収入総額の50%以上を占めること。

6. オフショア・サービス・アウトソーシング業務に従事して取得した収入は企業当年収入総額の50%を下回らない。

オフショア・サービス・アウトソーシング業務に従事して取得した収入とは、企業が域外企業と締結した委託契約に基づいて、当該企業或いは直接下請企業により、域外企業に「技術先進型サービス業務認定範囲(试行)」に規定された情報技術アウトソーシング(ITO)、業務プロセスアウトソーシング(BPO)と知的業務アウトソーシング(KPO)を提供して、域外企業から取得された収入を指す。

### 三、技術先進型サービス企業の認定管理

1. モデル都市人民政府の科学技術部門は同級の商務、財政、税務及び発展改革部門と共同で、本通知の規定に基づき、具体的な管理弁法を制定し、しかも科学技術部、商务部、财政部、国家税务总局と国家發展改革委員会、及び所在省(直辖市、計画単列市)の科学、商務、財政、税務及び発展改革部門に報告して届出する。

モデル都市の所在省(直辖市、計画単列市)の科学技術部門は同級の商務、財政、税務及び発展改革部門と共同で所轄モデル都市における技術先進型サービス企業の認定管理業務を指導する。

2. 条件を満たす技術先進型サービス企業は所在モデル都市の人民政府科学技術部門に申請を提出し、モデル都市の人民政府科学技術部門は同級の商務、財政、税務及び発展改革部門と共同で審議して、認定書を発行する。認定企業リストは科学技術部、商务部、财政部、国家税务总局と国家發展改革委員会、及び所在省(直辖市、計画単列市)の科学、商務、財政、税務及び発展改革部門に直ちに報告して届出しなければならない。

3. 認定を受けた技術先進型サービス企業は、

所得税优惠的技术先进型服务企业条件发生变化的，应当自发生变化之日起15日内向主管税务机关报告；不再符合享受税收优惠条件的，应当依法履行纳税义务。主管税务机关在执行税收优惠政策过程中，发现企业不具备技术先进型服务企业资格的，应暂停企业享受税收优惠，并提请认定机构复核。

4. 示范城市人民政府科技、商务、财政、税务和发展改革部门及所在省（直辖市、计划单列市）科技、商务、财政、税务和发展改革部门对经认定并享受税收优惠政策的技术先进型服务企业应做好跟踪管理，对变更经营范围、合并、分立、转业、迁移的企业，如不符合认定条件的，应及时取消其享受税收优惠政策的资格。

四、示范城市人民政府财政、税务、商务、科技和发展改革部门要认真贯彻落实本通知的各项规定，切实搞好沟通与协作。在政策实施过程中发现的问题，要及时逐级反映上报财政部、国家税务总局、商务部、科技部和国家发展改革委。

五、《财政部 国家税务总局 商务部 科技部 国家发展改革委关于技术先进型服务企业有关税收政策问题的通知》（财税[2009]63号）自2010年7月1日起废止。

附件：技术先进型服务业务认定范围（试行）

财政部 国家税务总局 商务部 科技部  
国家发展改革  
委  
二〇一〇年十一月五日

関連認定文書を持参して、当地の主管税務機関に本通知第一条に規定された企業所得税優遇政策を享受する手続を行う。企業所得税優遇を享受する技術先進型サービス企業の条件に変化が生じた場合、変化した日から15日以内に主管税務機関に報告しなければならない。税収優遇条件を満たさない場合、法に基づき納税義務を履行しなければならない。主管税務機関は税収優遇政策を実施する過程で、企業が技術先進型サービス企業の資格を有していないことが発覚した場合、当該企業の税収優遇を一時的に中止して認定機関に確認を依頼しなければならない。

4. モデル都市人民政府の科学技術、商務、財政、税務と発展改革部門、及び所在省（直辖市、計画単列市）の科学技術、商務、財政、税務と発展改革部門は、認定を受けて税収優遇策を享受する技術先進型サービス企業に対して、追跡管理を実施し、経営範囲、合併、分割、転業、移転のあった企業に対して、条件を満たさない場合、税収優遇策を享受する資格を直ちに取り消さなければならない。

四、モデル都市人民政府の財政、税務、商務、科学技術と発展改革部門は本通知の各項規定を確実に徹底し、着実に連絡して協力する。政策の実施過程で発見した問題について、財政部、国家税務総局、商务部、科学技術部及び国家發展改革委に直ちに報告しなければならない。

五、「財政部、国家税務総局、商务部、科学技術部、国家發展改革委 技術先進型サービス企業の税収政策関連問題の通知」（财税[2009]63号）は2010年7月1日より廃止する。

添付ファイル：技術先進型サービス業務認定範囲（试行）

財政部 国家税務総局 商务部 科学技術部 国家發展改革委  
二〇一〇年十一月五日

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 企画部調査】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課**

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233  
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250